

令和6年（納）第5号

課 徴 金 納 付 命 令 書

兵庫県三木市別所町東這田722番地の47

株式会社スターエム

同代表者 代表取締役 《氏名》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

株式会社スターエム（以下「スターエム」という。）は、課徴金として金8572万円を令和6年10月29日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

スターエムは、別添1令和6年（措）第3号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の木工用ドリル（以下「特定木工用ドリル」という。）の仕切価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア スターエムは、特定木工用ドリルの製造業を営んでいた。

イ スターエムが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、前記1の違反行為に基づきスターエムが最初に仕切価格の引上げを実施することとした令和2年4月1日であると認められる。また、スターエムは、令和5年9月5日以降、当該違反行為を取りやめており、同月4日にその実行

としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、スターエムについては

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第6条第2項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、当該違反行為のうち改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和2年12月25日前行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、令和2年4月1日から同年12月24日まで
- (イ) 独占禁止法第2条の2第13項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年9月4日までとなる。

ウ 施行日前実行期間及び施行日以後実行期間における特定木工用ドリルに係るスターエムの売上額は

- (ア) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第6条第2項のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、令和2年12月25日前行るものについては6億5970万1219円
- (イ) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、令和2年12月25日以後に係るものについては24億205万2116円である。

- (2) スターエムは、施行日前実行期間及び施行日以後実行期間を通じ、資本金の額が3億円以下の会社であって、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。また、スターエムと独占禁止法第2条の2第2項に規定する子会社等の関係にあった会社は、施行日以後実行期間を通じ、資本金の額が1億円以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営んでい

た者である。したがって、スターエムは

ア 施行日前実行期間については、改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第5項第1号

イ 施行日以後実行期間については、独占禁止法第7条の2第2項1号に該当する者であり、各項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) スターエムは、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年9月5日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、スターエムは、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であってスターエムより先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であってスターエムより先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、スターエムは、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、スターエムが同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。

(4) スターエムは、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、スターエムが、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。

(5) スターエムが国庫に納付しなければならない課徴金の額は

ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により、施行日前実行期間に係る売上額6億5970万1219円に100分の4を乗じて得た額

イ 独占禁止法第7条の2第1項及び第2項の規定により、施行日以後実行期間に係る売上額24億205万2116円に100分の4を乗じて得た額を合計した額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された8572万円である。

よって、スターエムに対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年3月28日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

木工用ドリルのうち、スターエム及び大西工業株式会社（以下「2社」という。）がそれぞれ製造販売する、別表 1 及び別表 2 に掲げる名称のものであって、2社のそれぞれの価格表において仕切価格が掲載されているもの（複数の商品を組み合わせて販売されているものを除く。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	木工用ドリル	主として木材に穴を開けるために使用される鋼製の錐
2	仕切価格	2社がそれぞれ定める、木工用ドリルの種類及びサイズごとの特定木工用ドリルの販売業者向けの販売価格
3	価格表	2社がそれぞれ特定木工用ドリルの販売業者向けに作成する、木工用ドリルの仕切価格を掲載する表

別表1 スターエムの商品

番号	商品名
1	ドリルビット
2	ロングドリル400L
3	ラインドリル
4	ショートビット
5	先三角ショートビット
6	ロングドリル500L
7	兼用ビット
8	インパクトビットショート
9	インパクトビットミドル
10	インパクトビットロング
11	ツールバイビットショート
12	ツールバイビットミドル
13	ツールバイビットロング
14	しいたけビットストッパー付（ポリ袋入り） （又は、しいたけビットストッパー付）
15	しいたけビットストッパー付（BP入） （又は、しいたけビットストッパー付BP）
16	六角軸しいたけビットストッパー付 （又は、六角軸しいたけビット）
17	しいたけビット半月型
18	しいたけビットラセン型
19	しいたけビットラセン型ハイス鋼
20	丸軸ダボ錐
21	六角軸ダボ錐
22	ロング仮枠ビット
23	ロングS型仮枠ビット

別表2 大西工業株式会社の商品

番号	商品名
1	ショートビット
2	ストッパービットショート
3	ショートビットツイン
4	兼用ビット
5	ロングビット
6	ロングドリル (L-400)
7	ロングドリル (L-500)
8	スケールビットロング
9	ネイルビット
10	ロングネイルビット
11	コンパネビット (ストッパータイプ)
12	コンパネビット (ストレートタイプ)
13	6角軸ダボ錐単品
14	しいたけ錐 (高速リード型)
15	しいたけ錐 (高速半月型)
16	ストッパー付しいたけ錐
17	6角軸ストッパー付しいたけ錐
18	しいたけ錐 (超高速ハイスリード錐)

合意書（抜粋）

公正取引委員会及び株式会社スターエム（以下「報告等事業者」という。）は、令和5年（查）第5号木工用ドリルの製造販売業者に対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
 - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
 - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
 - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）

別紙 評価方法及び減算率

1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	20%
中程度である（二つの要素を満たす）	10%
低い（一つの要素を満たす）	5%